

別紙

「こころと体のリフレッシュ講座」開催支援事業に関するQ & A

質問	回答
(講座の対象) <ul style="list-style-type: none"> 具体的にどのような講座が対象となりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルスに関する講座や生活習慣病の予防に関する講座、職場のコミュニケーションづくりを題材とした講座が対象となります。アロマテラピーに関する講座、コーヒーやお茶、紅茶等に関する講座も開催しております。 それ以外の講座内容でも、健康管理に寄与するような内容であれば対象としておりますので、詳しくは支部にお問い合わせください。
(申請期限) <ul style="list-style-type: none"> 開催希望日の2か月前までに必ず申請しなければなりませんか。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前に連絡をいただく必要がありますが、支部に事前連絡した上で講師・日程が確定している場合は、2か月を経過して申請しても構いません。
(支部への連絡) <ul style="list-style-type: none"> 事前連絡が必要ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要です。講座内容等の確認があるため、可能な限り早めに連絡をお願いいたします。
(講師の紹介・調整や候補日) <ul style="list-style-type: none"> 講座の内容は決定しているが、講師が未定の場合、支部で講師の紹介や調整等を行ってくれますか。 	<ul style="list-style-type: none"> 所属所で講師の選定をお願いいたします。未定の場合、過去に依頼した講師の情報提供を行いますので、ご相談ください。 日程調整等は所属所で講師の方と直接お願いいたします。 講師が「適格請求書発行事業者」であるかどうかの確認をお願いいたします。
(複数回の開催) <ul style="list-style-type: none"> 所属所の人数等によっては、特定の日に開催できない場合があります。このようなケースの場合も含め、年度内に複数回、申請してもいいのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 一所属所1回のみの申請との取扱いはしておりませんので、各所属所の実状に応じ、複数回、申請していただくことは可能です。 ただし、申請所属数や予算の残額等を踏まえ、2回目以降の申請・支援について制限することがありますので、複数回の申請を予定している場合には、事前に支部に確認してください。
(職務専念義務の免除) <ul style="list-style-type: none"> 講座への参加については職専免となりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> 県教委教職員の場合には条例で職専免となります。各市町村教委の場合には、服務管理を行っている部署へ確認願います。 なお、職種によって取扱いが異なる場合もありますので、所属所長に確認してください。